令和５年５月２９日～

さいたま地方法務局管内の遺言書保管所一覧

名　称	所在・電話	管轄区域
本　　局 供 託 課	〒338-8513 さいたま市中央区下落合５丁目１２番１号 さいたま第２法務総合庁舎 TEL 048（851）1000	**埼玉県** 次の①～③のいずれかが埼玉県であれば、県内どちらの遺言書保管所であっても遺言書を保管することができます。 ①遺言者の住所地 ②遺言者の本籍地 ③遺言者が所有する不動産の所在地
川越支局	〒350-1118 川越市豊田本１丁目１９番地８ TEL. 049（243）3824	
熊谷支局	〒360-0037 熊谷市筑波３丁目３９番地１ TEL. 048（524）8805	
秩父支局	〒368-0025 秩父市桜木町１２番２８号 TEL. 0494（22）0827	
所沢支局	〒359-0042 所沢市並木６丁目１番地５ TEL. 04 （2992）2677	
東松山支局	〒355-0011 東松山市加美町１番１６号 TEL 0493 （22）0379	
越谷支局	〒343-0023 越谷市東越谷９丁目２番地９ TEL. 048（966）1321	
久喜支局	〒346-0005 久喜市本町４丁目５番２８号 TEL 0480 （21）0215	

自筆証書遺言書保管制度をご利用いただくにあたって

■ 相談の予約は手続案内予約サービス専用ページ（ https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/）に予約する方法及び管轄法務局に電話で予約する方法があります。

■ 手続に当たり，遺言書及び申請書又は各種請求書等は，事前に作成いただく必要があります。
作成いただいていない場合，予約日にお越しいただいても，手続をお受けできないことがあります。